

大学・高等専門学校を設置する各種法人の代表者 }
各 大 学 ・ 短 期 大 学 学 長 } 殿
各 高 等 専 門 学 校 学 長 }

福岡県人づくり・県民生活部長
(私学振興・青少年育成局政策課)

緊急事態措置の実施について

平素より、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

県では、8月5日に福岡コロナ特別警報を発動し、県民及び事業者の皆様に対してあらためて感染防止対策の徹底をお願いするとともに、国に対して緊急事態措置の適用を要請したところです。

新規陽性者数については、8月12日に過去最多の1,040人となり、すべての地域で国のステージ判断指標のステージIV相当を大幅に上回り、病床使用率も上昇しています。また、国の分科会が示すステージ判断指標のうち、5つがステージIV相当に該当しています。

このような本県の感染状況や病床の使用状況等について、国と密に情報共有し、協議を続けてきたところ、政府対策本部は本県を緊急事態措置を実施すべき区域とし、その期間については、8月20日から9月12日までとすることを決定しました。

県民の皆様には、生活や健康の維持に必要な場合を除く不要不急の外出の自粛等、県内全域の酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対しては休業要請を、それ以外の飲食店等に対しては営業時間の短縮等を要請します。

大学等におかれましては、文部科学省の通知を御参照いただき、感染対策の徹底とともに、遠隔授業も活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図っていただきますようお願いいたします。部活動や課外活動における感染リスクの高い活動については、制限又は自粛を要請します。特に発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底をお願いいたします。

引き続き御不便と御苦労をおかけしますが、御協力をお願いします。

○別添資料 「緊急事態措置の実施について」

担 当：福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局政策課
副課長 津田
T E L：092-643-3127
メー ル：shisei@pref.fukuoka.lg.jp